

さくら市社会福祉金庫規程

(名称)

第1条 この福祉資金は、さくら市社会福祉金庫(以下「本金庫」という。)と称する。

(運営)

第2条 本金庫は、社会福祉法人さくら市社会福祉協議会(以下「社協」という。)がこれを運営する。

(目的及び対象者)

第3条 本金庫は、さくら市に居住する低所得者及び生活困窮者に対し、資金の貸付を行い経済的自立の助成と生活意欲の向上を図ることを目的とする。

(貸付金の種類、限度額、利子)

第4条 貸付金の種類及び限度額は次のとおりとし、貸付金は無利子とする。

種 類	限 度 額
生活一時資金	20,000円
医療一時資金	20,000円
奨学一時資金	20,000円

- 2 生活一時資金とは、生活に必要な不時出費に充当する資金をいう。
- 3 医療一時資金とは、疾病の治療に必要な費用の一部を補填する資金をいう。
- 4 奨学一時資金とは、修学のため不時の費用の一部に充当する資金をいう。

(償還期限及び据置期間)

第5条 この貸付金の償還期限及び据置期間は次のとおりとし、償還は月賦の方法による。

ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰り上げ償還することができる。

種 類	据置期間	償還期間
生活一時資金	1ヶ月	20ヶ月
医療一時資金	1ヶ月	20ヶ月
奨学一時資金	1ヶ月	20ヶ月

(保証人)

第6条 この貸付金の貸付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、さくら市在住の保証人1名を付けなければならない。

- 2 前項の保証人は、貸付金を受けた者と連帯して債務を負う。

(申請書の提出)

第7条 申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を居住地担当の民生委員を経由して社協に提出しなければならない。

- 1 申請者の住所、氏名、性別、生年月日
- 2 貸付を受けようとする資金の種類、金額、償還期限及び方法

- 3 貸付金の申請事由及び用途
- 4 申請者の家庭の状況
- 5 保証人に関する事項

(民生委員の意見)

第8条 申請者の居住地を担当する民生委員は、申請者の貸付の適否について意見を付して、社協に提出するものとする。

(貸付審議会の設置)

第9条 本金庫は、申請者に対する貸付の適否を審議するため、貸付審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 前項審議会の委員(以下「委員」という。)は、さくら市社協理事会並びに評議員会において選任されたもので構成する。

(委員の囑託)

第10条 委員は、社協会長が委嘱するものとする。

2 委員は理事2名評議員2名の4名とする。

(貸付の決定及び手続き等)

第11条 審議会が貸付を決定したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した貸付決定通知書を担当民生委員を経由して交付するものとする。

- 1 貸付資金の種類及び金額
- 2 償還期限及び方法
- 3 その他償還に関し遵守すべき事項

(借用証書の民生委員経由)

第12条 申請者が貸付金の交付を受けるときは、直ちに次に掲げる事項を記載した借用証書を保証人連署のうえ、担当民生委員を経由し、社協あてに提出しなければならない。

- 1 貸付資金の種類及び金額
- 2 償還期限及び方法
- 3 その他償還に関し遵守すべき事項

(特別会計)

第13条 本金庫は、特別会計を設けて管理する。

(貸付金の返還命令)

第14条 本金庫は、貸付金の貸付を受けた者(以下「債務者」という。)が次の各号に該当するときは、第6条の規程にかかわらず、債務者に対し何時でも貸付金の全部、または一部の返還を命ずることができる。

- 1 貸付金を貸付の目的以外に使用したとき
- 2 虚偽の申請、その他不正な手段により貸付を受けたとき
- 3 償還金の支払いを怠ったとき

(延滞利息の徴収)

第15条 本金庫は、債務者が償還期限内の償還、または前条により返還を命じた金額を支払わなかったときは、償還期限の翌日から支払い当日までの日

数に応じ延滞元金100円に対し月1日5銭の割合で延滞利息を徴収する。
ただし、当該償還期限までに支払わないことについて、災害その他やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、社会福祉金庫に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。